

平成29年度税制改正に関する要望

平成28年9月16日
一般社団法人 日本化学工業協会
会長 石飛 修

世界経済において、中国をはじめとするアジア圏での成長の減速、EU統合の綻び、保護主義への傾倒懸念など政治と絡んだ不透明さが一層増す中、わが国経済においては消費が伸び悩み、為替の不安定な動きに企業業績が左右される事業環境となっています。ここ数年のアベノミクスの下での財政政策、金融政策は一定の成果は得られたものの、国内消費の実需が伴わない中では力強い景気循環は起きず、財政再建と経済成長を同時に追いながらも、その両立は今も厳しい状況であると思われます。

国内市場が成熟する中で、日本企業は海外市場での展開、成長を志向しており、各企業が国内のみならず海外でも稼ぐ力を行行使するためには、事業の基盤となる国内での活動を支え、国際的に劣らない状況を幅広く、早期に実現すべきであります。具体的には、法人実効税率だけでなく、基本的な企業活動としての設備投資、研究開発、M&Aなど多岐に、長期にわたる経営の施策を支え、安心して活用できる税制支援等を検討し、現状の枠組み全体を見直すことが必要であると考えます。

また、日本再興戦略2016に指し示されているように、IoT、AI等を活用した先端的な有望成長市場の創生はわが国において重要ではありますが、同時に、成熟した社会構造に合致した社会システムの再構築も必要であります。特定の課題に偏ることなく、基盤を成す産業の基礎的な力を強化することにも目配りされた、柔軟で細やかな政策の策定を望みます。

化学業界におきましては、経済の好循環を成すだけでなく、持続的な社会の実現のための技術変革も求められていると認識しております。それらの推進、支援ともなるよう、下記の通り平成29年度税制改正に対して要望いたしますので、宜しくご高配下さいますようお願い申し上げます。

記

<重点要望項目>

1. 研究開発促進税制の拡充

企業にとって研究開発は、イノベーションを可能にし、収益、国際競争力の源泉となることで企業の持続的な成長に重要であると同時に、その技術の蓄積と向上は日本の産業構造の変革と成長戦略にもつながるものである。しかし実際の成果が出るまで長期にわたることに加え、その対象は新規製品（事業）だけでなく、既存の製品（事業）に対しても継続的な開発が必要であり、更に、基礎研究のほか、環境技術

や生産技術の向上など、その範囲は非常に幅広い。従って企業にとっては体力が必要であり、政策的な支援を行うことによって一層推進されるものである。特に、基礎的な環境技術や生産技術の向上は社会全体としてのインフラ基盤ともなり得、産業界の枠を超えて、幅広い貢献が期待できる。

今後、研究開発のオープン化だけではなく、人材の多様化、IoTを活用した新たな生産体制や新たな産業構造の構築といった従来からの広がりも想定され、その推進のためにも支援すべき対象（範囲）、方法を広げる必要がある。国際的に見劣りする研究開発支援の現状を改善し、税制に限らず、直接支援も含めた幅広い研究開発促進政策の構築を望みたい。

これらの趣旨から、研究開発促進税制に関しては以下の点を一層拡充し、従来の枠組みをベースにしながらも、新たな研究開発促進政策としていただきたい。

- (1) 租税特別措置ではなく、本則としての恒久化
- (2) 「専ら」要件を拡大し、企画・支援業務まで広げることや、企業規模や組織編成上、明確に研究開発割合を区分することが出来ない場合への可能な限りの配慮
- (3) 対象費目を会計上の定義と一致させることや、証明書方式を見直すことでの事務負担の軽減
- (4) 海外諸国のレベルに鑑み、控除上限をなくすとともに、繰越期限を10年に設定

また、現行のオープンイノベーション型についてはその範囲が明確であり、適用も限られていることから、助成金等の直接支援とすることが妥当である。更に、今後、IoTを活用した安全操業システムの構築など、安全、マネジメント、サービスに関わる事業が拡大することが想定されることから、それらへの直接支援の一層の充実も併せて要望する。

2. 実質的な減税による企業の競争力強化

数年にわたり法人実効税率の引き下げが実施されてきたが、都度、代替財源が確保されることは税負担項目が変わるだけで、産業界にとって何ら競争力の向上やイコールフットィングの実現に寄与していないのが現状である。財政再建の方針の下、特定の税体系の中だけで調整することには限界があり、より大きな枠組みの中での税制の再構築をすべきと考える。少なくとも、個々の税体系の是非の議論もなく、安易に課税ベースが拡大されることに反対する。

法人実効税率に関しても、わが国の事業環境を真の意味で整え、企業の国際競争力を強化するために、代替財源を求めることなく、実質的に国際的なレベルである25%程度まで早期に引き下げていただきたい。

3. 投資に関わる税制の整備

ここ数年、各企業がコスト構造を改善したことに加え、所謂「日本企業の六重苦」の解消といった事業環境の好転を背景に、全体として企業業績は好調に推移している。結果として、内部留保など企業体力が強化されてはきたが、業種、企業規模によってその差は大きく、経済界全体で一律に評価することは難しい状況である。わが国全体としての更に力強い経済の好循環を生むためには、現状においても多くの企業に対して、その体力を損なうことなく、むしろ維持、拡大できるよう投資全般に関して支援することが未だ必要であり、業種や所得水準に応じた、きめ細かな支援政策を図るべきである。

中でも、製造業にとって設備投資は将来の成長を担う重要な打ち手であり、大きな投資であればあるほど、意思決定から実行まで時間を要するものである。従って、それへの支援は一過性ではなく、安定して利用できるものであってはじめて計画的に活用できる。日本再興戦略2016で定められた諸施策を実現していくためにも、下記の設備投資支援をお願いする。

(1) 新たな設備投資促進税制の創設

期間を定めず、省エネ・環境規制対応、合理化・省力化、安全向上を含めた老朽化対策、新增設のための設備投資に対する即時償却又は10%の税額控除。

(2) 償却資産税の見直し、軽減

昨年度の税制改正の対象となった中小企業にとどまらず、また期限を限定せず、償却資産税の見直しを要望する。少なくとも、機械装置や研究開発設備を対象とした償却資産税の廃止や評価額の最低限度としての残存価額（5%）の廃止を早期に要望する。

(3) 事業所税の見直し

資産割りにについては投資促進に逆行し、従業員割りにについては雇用促進に逆行することから、廃止を含む抜本的な見直しを要望する。

4. 地球温暖化対策税の抜本的な見直し

昨年COP21において採択されたパリ協定に基づく温室効果ガスの排出削減目標を達成し、持続可能な社会を実現していくために、省エネルギー、CO2削減は、今後産業界だけでなく社会全体として経済の観点を越えて取り組むべきことである。化学業界としても社会的使命として強力に推進していくものであるが、地球温暖化対策税は、その事業運営基盤となる国際競争力を阻害し、ひいては企業の活力を削ぐものである。国際的なイコールフットィングが実現され、技術革新のための設備投資、研究開発投資の力を産業界が蓄えるためにも、地球温暖化対策税について廃止も含めた抜本的な見直しが必要である。

5. 石油化学製品製造用原料に対する揮発油税・石油石炭税の本則非課税化

輸入石油化学原料などに対する石油石炭税の免税措置は、平成24年度税制改正により、租税特別措置法における期限の定めが無くなり、「当分の間」延長されることとなった。

しかし、原料用途に課税されている諸外国の例はなく、一旦課税されれば海外とのイコールフットイングにおいて著しい不利益を被ることとなる。そのため、揮発油税などの免税措置と合わせ、石油化学製品の製造用の引取りに係る石油製品（ナフサなど）とコークス製造用石炭の石油石炭税の免除・還付について、租税特別措置法ではなく、本則での恒久化を図るべきである。

<継続要望項目>

1. 連結納税制度の適用要件・加入時の時価評価規定の緩和

日本経済の再生、産業の競争力強化のためには、個別企業においても企業買収による事業拡大や組織再編などによる抜本的な構造改革が必要である。連結納税制度を一層活用し易くすることで、グループ再編、事業再編を促進することが望まれる。

については、連結子法人の連結グループへの新規および途中加入時の時価評価規定や繰越欠損金の持込制限が、結果として企業買収や組織再編を阻害している実情を踏まえ、以下を要望する。

- (1) 時価評価課税を廃止していただきたい。特に、営業権の評価については、連結加入後ただちにその超過収益力が実現することは不可能であるばかりか、5年の償却期間でも実現しない可能性もあり、利益の実現に先行した課税は不合理である。
- (2) 設立時から100%子法人であった連結子法人の特定連結欠損金についても連結納税グループ全体の所得から控除できるようにしていただきたい。このことは分社化による新事業に対して事業創生期の負担を税制面で支援することになり、事業創出を促すインセンティブとして有用であると考えられる。

2. 国際課税に関わる税制の整備

(1) 移転価格税制の改善

①改善要望項目

- 国外関連者となる資本関係を現在「50%以上」としているが、「50%超」とすべきである。
- 租税条約締結国との間での課税については、相互協議後の更正となるような制度化をすべきである。
- 国外関連者に対する寄付金を移転価格税制の対象とすべきである。現行通りと

するならば、少なくともその区分を明確にするべきである。

- 国外関連者との取引価格が独立企業間取引価格を基に増額更正された場合、他年度における状況によっては、当該年度の減額更正の対応もなされるべきである。
- 移転価格文書の具備については、外部調査会社に委託するなど高額のコストがかかることが実情であり、中小企業でも簡易に適正な対応が可能な措置をとるべきである。

②促進要望項目

- 相互協議が有効に行われるようアジア各国との間の体制整備の加速をお願いしたい。
- 国税庁の参考事例集の整備充実を図っていただきたい。

(2) タックスヘイブン税制（トリガー税率）の見直し

現在の基準税率（トリガー税率）は20%未満とされているが、国際的に法人実効税率が低下していることに鑑み、法人実効税率の1/2相当までトリガー税率の見直しを図るか、20%未満であっても租税回避行為と認定しないホワイトリスト方式を併用するなどの見直しを要望する。

3. 組織再編税制の適用要件の緩和

組織再編などによる抜本的な構造改革が日本経済にとって重要であることは「連結納税制度の適用要件の緩和」で述べた通りであるが、企業が柔軟に事業構造を変化させられるよう、取り得る選択肢を広げ、早期に事業成長につなげていく事が肝要である。その観点から以下の2点を要望する。

(1) LLPの活用環境の整備

現行の組織再編税制は、共同新設分割による組織再編を行う場合、新設分割承継する者は「法人」に限られるため、仮に共同事業要件などを満たしていてもLLPは対象外となっており、現物出資の際に簿価での移転ができないなどの弊害がある。

化学業界では、コンビナートを通して近隣の会社との連携による事業の再編も選択肢としているが、基本的な要件は満たしていてもLLPに法人同様の優遇税制が得られないことは公平感を欠き、再編に向けた選択の幅を狭めるものである。こうした弊害を速やかに取り除くべく適用要件の緩和を要望する。

(2) LLCの活用環境の整備

事業を共同再編するにあたりLLCなどの活用が企業で検討されるが、外国ではパススルー課税を適用することにより、これらを支援促進する税制を有する場合がある。無制限に適用することは困難であると思われるが、雇用の維持、

事業の再生、産業構造の高度化に資するなどの国策にかなう場合は、個別申請に対して特例認定をした上で適用するなど、企業の事業再編を促進する枠組みとして検討願いたい。

4. 減価償却制度の見直し

- (1) 減価償却制度における損金経理要件（法人税法31条1項）の撤廃
企業が会計基準を選定するにあたっての制約とならないよう、損金経理要件の撤廃を要望する。
- (2) 一括償却資産制度の3年均等償却制度の廃止
少額減価償却資産の取得価額基準を20万円未満に戻し、一括償却資産の3年均等償却制度を廃止することを要望する。

5. 法人税における二重課税の排除および事務負担の軽減

- (1) 受取配当金に対する二重課税を排除するため、益金不算入額を100%とすることを要望する。併せて、事務負担の軽減の観点から持ち株比率1/3超の株式からの配当についての負債利子控除の廃止も要望する。
また、外国子会社からの配当の益金不算入額に関しても現行の95%ではなく、100%としていただきたい。
- (2) 国際間においても、国内においても、親子間配当に係る源泉徴収を免除していくことを要望する。これにより、納税・徴税双方の事務負担軽減を図っていただきたい。
- (3) 外国税額控除制度における繰越期間（限度超過額、控除余裕額）の3年から5年への延長を要望する。

6. 欠損金の繰越控除要件の緩和

国際的なイコールフットィングの観点から乖離が非常に大きい状況となっており、特段の制限を設けずに、繰越期間を無期限とすることを要望する。

7. 消費税申告にかかる改善

課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れなどの税額の全額を仕入税額控除する制度に関して設けられた課税売上高による制限を撤廃し、大企業を含めた完全適用を要望する。

また、法人税の確定申告を延長した場合における申告期限の不整合については是正を図っていただきたい。

8. 税法と企業会計の調和

一般に公正妥当と認められる会計処理の基準によって求める期間損益の額は、法人税法においても尊重されており、実務を簡素にするという意味からも重要な意義を持つ。従って、法人税法の改正にあたっては企業会計の基準を十分に尊重し、税法が企業会計とできる限り乖離することのないよう配慮されたく、以下の2点を要望する。

(1) 減損会計への対応

減損会計により計上される減損損失の損金算入。

(2) 貸倒損失の損金算入要件の緩和

貸倒引当金の繰入限度額適用の法人が限定され、一般的に企業会計上の貸倒損失の計上時期と税務上の損金算入時期に大幅な乖離が生じることとなった。貸倒損失の損金算入要件を緩和し、部分貸倒れなどを認めるべきである。

以上